

市議会 Q&A

A 一般的には「質問」と「質疑」は同じような使い方をされていますが、議会では「質問」と「質疑」では少し違った決まりがあります。

議会と言う「質問」とは、市長の政策や自治体業務全般にわたって市長や執行機関に口頭で疑問点を問いただしたり、議員として意見を述べること（一般質問や緊急質問）を言い、一般質問は定例議会でのみ行うことが

Q 議会での「質問」と「質疑」は どう違うのでしょうか。

きます。

そして、「質疑」は、開催されている議会において議題となっている案件に対してのみ口頭で疑問点を問いただすことを言い、定例会、臨時会などでも行うことができるといいます。

なお「質問」「質疑」のどちらも議長の許可を得た上でなければ行うことができません。

人事案件

人権擁護委員 任期（令和3年1月1日～令和5年12月31日）



酒井 久氏
(加津佐町)



渡邊 林氏
(深江町)

編集後記

議会広報編集特別委員会
副委員長 中村 久幸

なかなか終息しない新型コロナウイルスの中で、自宅で「議会だより」を見てくださっている方も多いと思います。

皆様は、それぞれの記事に興味を持たれたでしょうか。予算関係、一般質問、議案審議の委員長報告等、色々ある中で、一般質問の記事を見た人は、質問議員ごとに記事

の端に「QRコード」が印刷されているのにお気づきでしょうか。

これは「議会だよりNo.53」から掲載されたもので、携帯やタブレット等で「QRコード」を読み込むと、質問状況を動画で見ることが出来ます。

紙面では文字数に限りがあり、一部しかお知らせできないので、視聴できる環境の方はご覧いただ

けたらと思います。

そして、感想やご意見等お寄せください。

できれば当日、議会を傍聴していただき、議場の雰囲気や気になる質問、答弁のやりとりを直接見て、感じていただけたらと思います。

次回の定例会は 11月30日 開会の予定です

詳しくは議会事務局へお尋ねください。
電話 **0957-73-6611**

議会だよりNo.57の訂正について

令和2年9月14日発行の南島原市議会だよりNo.57の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正し、深くお詫び申し上げます。

訂正箇所

●7ページ、高木和恵議員の一般質問 本文2行目
(誤)親切団地 → (正)新切団地

【発行責任者】
議長 林田 久富

委員 井上 末喜
委員 吉田 幸一郎
委員 金子 憲太郎
委員 田中 次廣
委員 中村 哲康
副委員長 中村 久幸
委員長 隈部 和久

議会広報
編集特別委員会

※議会だよりに、ご意見、ご感想がありましたら、
議会事務局「議会だより」係 までお願いします。
〒859-2202 南島原市有家町山川58番地 1
☎0957-73-6611
メールアドレス：gikai@city.minamishimabara.lg.jp



この南島原市議会だよりは環境にやさしい「再生紙」と「植物性大豆油インキ」を使用しています。